

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	水道法	法令番号	昭和32年法律第177号						
手続名	水道事業の供給条件の変更の認可等	根拠条項	第14条						
審査基準	<p>地方公共団体以外の水道事業者は水道法第14条第2項に適合するものでなければならない。</p> <p>(供給規程) 第十四条</p> <p>2 前項の供給規定は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当のものであること。</p> <p>二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。</p> <p>五 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>ただし、給水人口5万人以下である水道事業に関する国土交通大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>								
	受付 機関	管轄保健福祉事 務所	処理 機関	生活衛生課	交付 機関	管轄保健福祉事務 所	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	7日	No.	